

【東京都の児童相談所の案内】

児童相談所名	所在地	電話番号	担当地域
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1	03(5937)2316	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、練馬区、島しょ
北児童相談所	〒114-0002 北区王子 6-1-12	03(3913)5421	北区
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川 3-7-21	03(3474)5442	品川区(令和6年9月30日まで)、目黒区、大田区
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町 2-21-19	042(523)1321	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6	03(5370)6001	杉並区、武蔵野市、三鷹市
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川 3-6-9	03(3640)5432	墨田区、江東区
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042(467)3711	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町 3-17-30	042(624)1141	八王子市、町田市、日野市
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町 3-8-4	03(3854)1181	足立区
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪 2-6	042(372)5600	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市

児童相談所を設置した下記の特別区については、区の児童相談所が該当区を管轄します。また、今後、品川区が令和6年10月1日に児童相談所を設置する予定です。

【港区児童相談所】

〒107-0062 港区南青山 5-7-11 電話 03-5962-6505

【世田谷区児童相談所】

〒156-0043 世田谷区松原 6-41-7 電話 03-6379-0697

【中野区児童相談所】

〒164-0011 中野区中央 1-41-2 電話 03-5937-3289

【豊島区児童相談所】

〒171-0051 豊島区長崎 3-6-24 電話 03-6758-7910

【荒川区子ども家庭総合センター】

〒116-0002 荒川区荒川 1-50-17 電話 03-3802-3765

【板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)】

〒173-0001 板橋区本町 24-17 電話 03-5944-2374

【葛飾区児童相談所】

〒124-0012 葛飾区立石 2-30-1 電話 03-5698-0303

【江戸川区児童相談所(愛称はあとポート)】

〒132-0021 江戸川区中央 3-4-18 電話 03-5678-1810



登録番号(5)67 令和6年1月発行

(編集・発行) 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (電話) 03-5320-4135

(印刷) シンソー印刷株式会社

東京都 里親制度

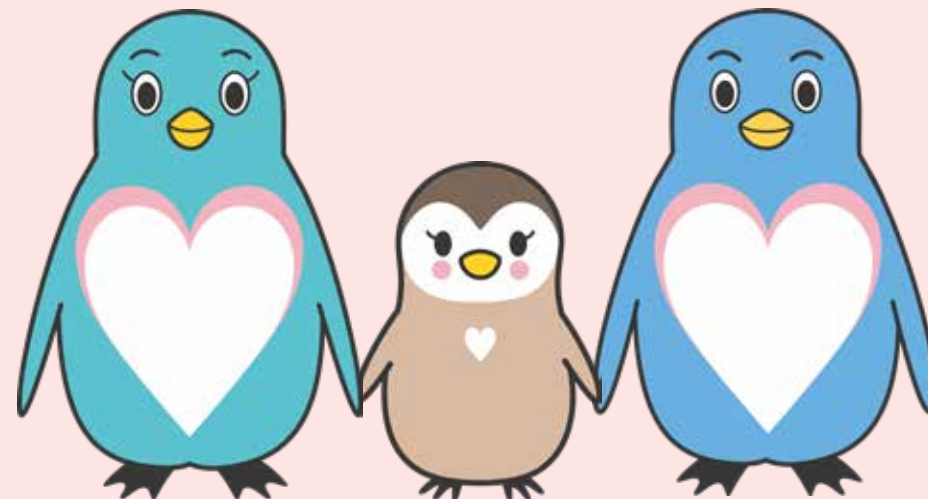
検索



—保護者の方へ—

東京都の 養子縁組里親について

様々な事情により子供を将来にわたって育てられない場合に、実父母の代わりに養親となって子供を育てる「養子縁組里親」に託す制度があります。



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

東京都福祉局



1 養子縁組里親に子供を託すとは、どのようなことですか？

特別養子縁組という手続をすることにより、養子縁組里親が実父母の代わりに養親となって子供を育てます。特別養子縁組をすることにより、養育者が変わらない安定した環境を子供に提供することができます。

2 養子縁組里親とは、どのような人たちですか？

子供を養子として家庭に迎え入れることを希望するご夫婦です。経済状況や家庭の状況など東京都が定めた基準を満たし、児童の養育等について研修を受け、里親として認定されています。

3 どのような手続を行うのですか？

児童相談所が子供に合った養子縁組里親を探します。子供は乳児院等で里親と交流した後、里親宅での生活を始めます。その間、児童相談所の職員等が定期的に里親や子供に会い、養育の状況を確認します。

特別養子縁組の申し立ては、里親に委託後6か月以上の試験養育期間を経た後、養子縁組里親若しくは児童相談所長が家庭裁判所に対して行います。

家庭裁判所の調査官が、子供を特別養子縁組とすることが適当か判断するため、里親と子供の適格性などを調査します。また、実父母には、特別養子縁組をしてよいかの意思確認があります（実父母は裁判所において、特別養子縁組に同意した後、一定期間経過後は同意の撤回ができなくなります。）。

家庭裁判所の審判の確定により特別養子縁組が成立します。

4 特別養子縁組を結ぶことができるのは何歳までですか？

子供が15歳未満までです。

※やむを得ない事由がある場合には、18歳になるまでの子供も対象になります。

5 特別養子縁組が成立するとどうなりますか？

実父母との法律上の親子関係や親族関係が終了し、相続や扶養義務等もなくなります。

6 子供が養子縁組里親に託された後も、面会はできますか？

実父母との法律上の親子関係等が終了することから、原則、実父母と子供は面会をしません。

7 子供の養育費の支払いはどのようになるのですか？

特別養子縁組が成立するまでの間は、子供の養育に必要な費用は東京都が里親に支払います。その間、実父母の方には、家庭の収入に応じた費用を負担していただきます。

特別養子縁組成立後は、東京都から里親への養育費の支払いはなくなり、実父母の費用負担もなくなります。

